

〒

《保護者住所》

《保護者氏名》 様

令和6年〇月〇日

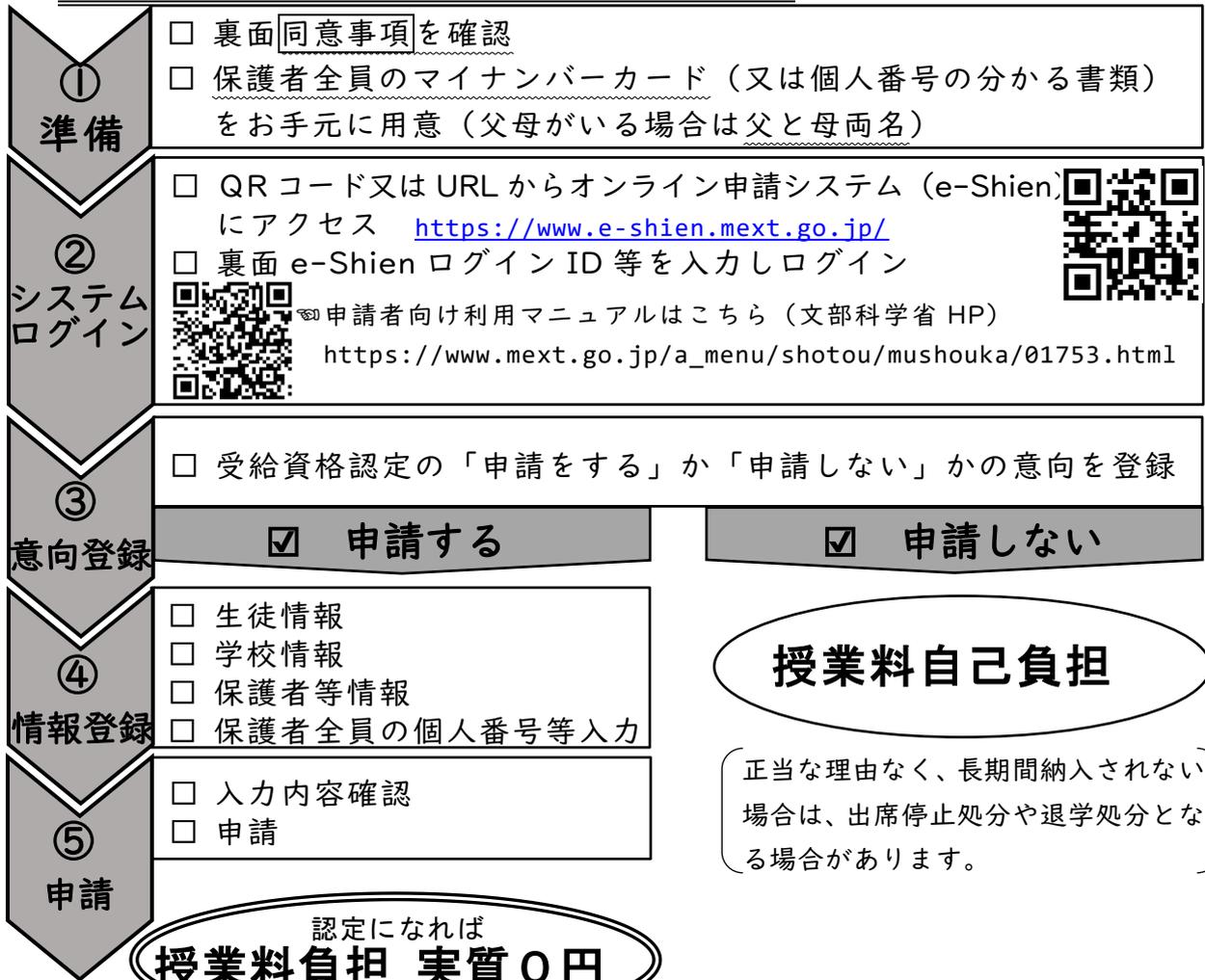
令和6年度 高等学校等就学支援金の申請 **重要**

■ 高等学校等就学支援金制度 ■

- ◎授業料相当額を国が県又は市に支給する制度です。(授業料の実質無償化)
- ◎期限内に手続きを行わない場合、授業料が自己負担となります。

! **全員入力** 期限: **令和6年4月30日(火)**

手続き前に、**個人住民税の申告**が必要です! (給与所得のみの場合を除く)



※システム画面で「学校担当者」へ問合せするよう案内があった場合は、裏面「問合せ先」に御連絡ください。

e-Shien ログインID 通知書

学校名	[SchoolName]	※混同しやすい文字の例 パスワードは半角英数字 「1」… 数字のイチ 「l」… 英小文字のエル 「I」… 英大文字のアイ 「0」… 数字のゼロ 「O」… 英大文字のオー 「o」… 英小文字のオー
生徒名	[StudentName]	
ログインID (数字のみ)	[LoginId]	
パスワード(※)	[Password]	

■ 認定に係る所得要件 ■

年収の目安：4人家族で給与収入が約910万円未満

(保護者等全員の「課税標準額(課税所得額) × 6% - 市町村民税の調整控除の額」の合計 < 304,200円)

■ 留意事項 ■

◎ 申請内容の変更

手続き完了後の申請内容の変更、保護者状況の変更(離婚、死別、婚姻、養子縁組等)、税額の更正を行った場合は、下記「問合せ先」まで御連絡ください。

◎ 高等学校等就学支援金の制度や手続きについて

広島県教育委員会 HP に Q&A 等を掲載していますので、御覧ください。



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/06senior-2nd-jugyouryou-syuugakushien.html>

同意事項

e-Shien を利用して高等学校等就学支援金の手続を行うにあたり次の事項を確認の上、同意していただく必要があります。なお、e-Shien を利用して申請を行った場合、同意したものとみなされます。

【個人番号の利用に関する同意事項】

広島県教育委員会が、高等学校等授業料等、高等学校等就学支援金、広島県公立高等学校等学び直し支援金、広島県公立高等学校等専攻科修学支援金、広島県高校生等奨学給付金、広島県高校生等奨学給付金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)、広島県高等学校等奨学金及び学びの変革環境充実奨学金に係る事務手続を処理するに当たって、関係法令等で定められた範囲で提出した個人番号を利用し生徒の在籍期間中における地方税関係情報及び生活保護関係情報を取得すること並びに取得した地方税関係情報等について、前記事務手続間において相互にわたって利用すること。

【その他高等学校等就学支援金の手続に関する同意事項】

- ・申請内容に不備があり、申請内容等に関する問合せ又はその他必要な書類の提出を求められた場合は、速やかに対応すること。
- ・生徒及び保護者等に係る情報について、広島県教育委員会が相当な理由があると認める範囲内において、広島県教育委員会の機関内(在学する学校を含む)で利用し、又は他の関係機関との間で相互に利用し、又は提供すること。

【問合せ先】 ※電子申請が難しい場合は、期限までにこちらへお問合せください。

広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 教育支援推進課 就学支援係
電話 082-222-3015 (午前9時~午後5時 土日祝日を除く)

メール kyouishinkou@pref.hiroshima.lg.jp

(メールでお問合せの際は、本文中に対象生徒の学校名・氏名を記載してください。)